

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成26年6月16日(月) 13:02～14:39

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

新谷 絃一 委員長

松尾 勇臣 副委員長

尾崎 充典 委員

太田 敦 委員

田中 惟允 委員

岡 史朗 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 南部東部振興監

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○新谷委員長 それでは、ただいまの説明又は報告、その他の事項も含めまして質疑があれば、委員各位からご発言願いたいと思います。

○太田委員 質問させていただきます。

まず、先日、十津川村に行ってまいりまして、復興住宅やモデルハウスなどを見させていただきました。そこでいろいろ現地から要望いただいたり、感じたことについて質問させていただきます。

まず、十津川村の谷瀬の地域で復興住宅を見せていただきましたけれども、非常にこの地域になじんでおりまして、いい住宅ができたと思っております。今、地元でお話を聞か

させていただきますと、谷瀬という地域はつり橋が有名で、今まではつり橋だけを見に来られて周辺のところでお買い物をされて終わっていたということですが、これを機会にこの谷瀬の地域をゆっくり散策していただくということも考えながら、今、取り組みを進めているということで、先ほどもご説明いただきましたけれども、資料1「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」の33ページに、掲載されております。ぜひ、こうした、地元で非常にやる気も持たれて、一生懸命されていることに対して県としても支援をして、つり橋だけではなくて集落も見ていただけるような、そういう観光の新たな取り組みは非常に大事だと思っているので、その点についてお伺いしたいと思います。

そして、もう1点は、十津川村森林組合木材加工流通センターでこの復興住宅のモデルハウスがつくられておりまして、本当に外側も内側もこの十津川村の木がふんだんに使われていまして、木の香りがするいい住宅でした。中もとても明るくて、吹き抜けになっておりまして開放的に感じました。

このモデル住宅に、いろいろなところから視察に来られているということで芳名録を見せていただきますと、山形県や東京都や神奈川県などからも来られているということで、全国に十津川村の木でできた住宅が普及できたら、これもまた県産材を使ったモデル住宅の新たなきっかけになるのではないかと思います。この点についても県のかかわりについてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、十津川村の問題の3点目ですけれども、今、十津川村では中学校が新たにつくられておりまして、これも県産材を使った本当に立派な校舎で、私も感動したのです。この中学校の教員住宅ですが、こちらが非常に老朽化しているということです。子どもたちの宿泊施設については新しく建てられているということですが、先生が何十年も建っているところにお住まいされているとお聞きしました。この点について改善が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2月の大雪の被害について、主には農業被害だったのですが、本当に多くの被害が奈良県でも広がりました。農林水産省が、農業ハウスや柵などの撤去費用は国と自治体で全額公費負担とし、再建、修繕費用も現行の3割補助から5割補助にすること、撤去の労賃は家族労働も認めること、再建費用の残りも特別交付税として自治体に交付すること、野菜や稲を育てている資材や運搬等への助成や酪農、畜産農家への融資を当初5年間無利子とすること等の支援策を発表しているということでございます。現在、この国

の支援策と、奈良県や地元の市町村の独自の支援策との調整を行っているということでございます。これについて現在どうなっているのかお伺いしたいと思います。

最後に、農家民宿についてでございます。前回の当委員会でもこの農家民宿について質問させていただきました。そこでは、奈良県として新たにつくられる方のワンストップの相談窓口の設置を行うということ、情報発信、魅力の向上、の3点にわたって県の取り組みを聞かせていただきました。パンフレットなどを見せていただきましたけれども、非常にうまくできておまして、農家民宿の件数や状況について、現在どうなっているのかお伺いしたいと思います。以上です。

○水本まちづくり推進局次長（技術担当） 十津川村谷瀬地区における新しい観光の取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、十津川村では谷瀬地区における新しい観光について、同地区にあるつり橋や集落景観といった地区固有の資源があることを活かしながら、集落が一体となってやりがい、生きがいを得られる場をつくる、そういったことを方針として掲げ、検討を進めているところでございます。村におかれてはこれらの検討に当たり、集落内の住民や地区の組合だけでなく、ボランティア、大学、専門家、企業、都市部の人々などと連携しつつ、役場内に設置された活力と魅力あふれる村づくり推進委員会において議論を重ねておられます。具体的には、新たな農産物加工品等の販売に向けた取り組みや、観光客へのおもてなしのための環境整備事業などが検討されているところでございます。既につり橋に来られた方に集落へも足を運んでもらう取り組みとして、つり橋を見渡せる展望台の整備や、集落内の道をゆっくり散歩道と名づけ、マップの作成や看板の設置など、地区の住民の手によって、このゴールデンウィークまでに整備がなされました。

これらの十津川村の取り組みに対し、県からは、村の検討業務をサポートするコンサルタントを県の委託により派遣したり、活力と魅力あふれる村づくり推進委員会などに復旧・復興部局や、まちづくり推進局だけでなく福祉部局等の関係部局が参画を行うことで支援しているところでございます。県といたしましては、一人一人の住民に寄り添いつつ、多くの関係者をつなげながら実施されている村の丁寧な取り組み自体が過疎、山間地域のモデルとなると考えております。今後とも村の取り組みに対して支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○岡野奈良の木ブランド課長 十津川村におきます村産材の利用拡大の取り組みへの県の支援についてお答えさせていただきます。

ご質問の中でありました十津川村の製材工場は、平成22年から平成23年におきまして国の補助金を活用して整備し、平成24年から稼働しているものでございます。住宅への利用、当然、復興住宅への利用、それから一般の住宅への利用、多々たくさんなされていると聞いておりますけれども、一方で、運転開始からまだ2年しか経過しておらず、製材工程における工程の効率化や、木材乾燥技術などにまだ少し課題が残っていることも聞いております。

県といたしましては、そういった効率化などをさらに実現して利用を拡大していくように、技術的な支援等も行っている状況でございます。また、十津川村におきましては、十津川産材を使った住宅をPRするために橿原市のイオンモール橿原アルル内に^{ことぼしかん}木灯館というモデルハウスを設けておられますけれども、そういったもののPRも県で行っているという状況です。

それから、中学校の教員宿舎の話が出てまいりましたけれども、県では公共建築物に県産材をなるべく多く使っていただくということで、平成24年3月に県が公共建築物木造木質化の方針を立てたわけでございますけれども、県下の各市町村におかれましても、各市町村ごとにこのような方針を立ててくださいということを促してきておりまして、この3月に県下全市町村で策定が終わっております。当然、十津川村でも策定が終わっておりまして、委員がお触れになりました教員の住宅、こういったものも整備する際におきましては、なるべく村産材を使っていたきたいということをお願いしている次第でございます。また、使っていただく上におきましては、いろいろな技術的な課題等も出てくるかと思えます。県では、県と県内市町村全部が入っている、奈良の木利用推進協議会で定期的に技術的課題に係る意見交換会や先進事例の紹介なども行っております。こういった取り組みを続けまして、十津川村ですと村で生産した木材の利用拡大をさらに手助けしていきたいと、このように思っております。以上でございます。

○松田教育次長 十津川中学校の教職員住宅の老朽化の件でございますが、本来、設置主体が村でございますので村で整備していくということでありまして。村から相談がございましたら、先ほど県産材の使用ということがございましたけれども、いろいろな面から我々も適切に支援してまいりたいと考えております。以上です。

○福谷農林部長 雪害に対する補助の状況ということで、全体的にかかわりますので私から答弁させていただきたいと思えます。

ご承知のように本年2月の大雪は、全国的に大きな被害をもたらしました。県内でも農

業用施設の損壊、各地で大きな被害が発生しております。農業経営の安定化、ひいては産地の育成に支障を来すという事態になっております。そういう状況の中、国では委員がお述べのように補助率の引き上げであるとか、地方財政負担の交付税化等、対応が明確にされております。県といたしましては、ハウスも含む被災施設の撤去、再建等を支援する市町村の取り組みに対し、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を最大限活用して支援を実施すべく手続を進めているところでございます。具体的には、現在市町村から提出されました要望調書を取りまとめて国に提出し、今後の手続について国に確認をしているところでございます。また、被災産地の早期回復及び地域への活性化を支援するため、国の事業に加えて県といたしましても追加支援を前向きに、今現在検討をしているところでございます。以上でございます。

○村上南部東部振興課長 農家民宿の現在の状況でございます。平成25年度末で、県内の農家民宿の営業許可件数の総件数は21件でございます。このうち、南部東部の地域は20件で、ほとんど南部東部地域にあるということでございます。年度別に見ますと、平成23年度、平成24年度はゼロ件でございました。昨年度、新規に5件の認可があったという状況でございます。以上です。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、谷瀬地区での取り組みでございます。いろいろ教えていただきまして、観光をさらに充実させようということで集まりを持たれるということです。この谷瀬地区の寄り合い予定案を見せていただきますと、毎月のように集まっている知恵出しをされて、谷瀬地区をゆっくり歩いてもらうとか、あるいは移住者を受け入れようとか、そういう前向きな取り組みが進められているとお聞きをしております。ぜひ、その点では県も積極的な支援をお願いをしたいと思います。

それから、先ほどもご答弁がありましたけれども、十津川村森林組合木材加工流通センターにも復興住宅のモデルハウスがあります。同時にイオンモール榎原にも十津川村産材を使ったモデルハウスがございます。榎原市の方はかなり豪華な建物になっておりまして、十津川村のモデルハウスはより現実的で、ああ、こういう家だったら建てようかなとか建てられるかなという思いも持たれるかと思っておりますので、その辺はぜひ、現地のモデルハウスも見ていただけるような環境を工夫して進めたいと思っています。また、奈良の県産材を使った住宅が、十津川村だけではなくて県内全体に広がる形で支援をしていただきたいと思います。

教員の住宅でございますけれども、先ほど教育委員会からご答弁いただきました。教員住宅の建設の目途はあるのかどうか、その点を教えていただきたいと思っております。

それから、大雪の被害の件ですが、ビニールハウスの支援について、当初予定されていたところから、いろいろ国や県や市町村との調整の中で実際おこなっているとは思っています。その中で、国等の支援を待たずにビニールハウスの撤去や再建を先にしてしまうと、そういう能力があるのだったら支援が受けられないのではないかという不安があるのです。しかし、一方で、被災をされているということがきちんと証明できれば、たとえ再建しても支援を受けられると後で説明を聞いたのです。そういった説明が徹底されているのかどうか、その点少し不安に思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

農家民宿につきましては、今、県でも進めていただいております、先ほど実績も聞かせていただきましたので、また今後もこれは関心を持って見ていきたいと思っておりますので、2点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○松田教育次長 教職員住宅の今後の見通しなのですが、十津川村の話では学校とも検討をしているということですので、その中で今後の教職員住宅のあり方も含めて検討していくと聞いております。

○福谷農林部長 ご質問にありました再建や修繕に要する経費は、すぐに支払う必要があって、全額を自己資金や融資によって支払っていただいているのがほとんど実態であると認識しております。もともとこの手続、質問にもありましたように若干遅れているというのも我々認識をしております、ただ、今回の大雪で被災したことが証明できて、助成金が被災施設の再建や修繕に充当されることがわかるよう資料などを整理すれば当然支援対象となるということですので、その点は既に連絡、周知はさせていただいているつもりであったのですが、もし、そういうご心配等をなされている部分があれば、市町村や県農林振興事務所にお問い合わせをいただければ結構かと思えますし、いずれにしても具体的に支援を実施する段階で、改めて我々のほうも周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○太田委員 ご答弁ありがとうございました。

十津川村では、小学校の統廃合が進められる計画があるとお聞きしております。それをめどに教員住宅の建て替えの検討もということも聞いておりましたので、ぜひ、その時点で県としても検討しかかわっていただきたいと思っております。

大雪の被害につきましてはいろいろ情報が交錯しております、再建したら支援が受け

られないということで、例えばそのままになってしまっただけで農業の再開ができないとか、あるいは、再建したけれども受けられないのではないかとということで、実際、本来受けることができる方が受けられないことのないようにぜひ県としても取り組んでいただきたいと思います。

質問は以上でございます。

○岡委員 質問は2点あります。1点目からお尋ねします。

先ほどの6月定例県議会提出予定議案の説明の中で、契約の変更についての説明もございました。県土マネジメント部の所管で3つあるわけでございますけれども、国道169号の復旧工事の契約の変更のことについて、若干確認したいと思います。

今、説明を受けましたように、労務単価が変わったことについては、上がる分についてはこれは全国的な傾向でやむを得ないであろうと思うわけでございますが、この今の国道169号の件につきましては、工事費6億1,689万円のものから6億7,000万円に変更ということで、当初の契約の1割に近い、5,470万円余の工事費のアップということです。先ほどの説明によりますと岩盤が云々という話もございました。そこでお尋ねしたいのですけれども、この5,470万円余のアップ分の内訳をご説明いただけますか。

○森本道路建設課長 5,400万円増の内訳でございますが、岩質の変更によるものが5,000万円、それからインフレスライドによるものが300万円、それから消費税の増税によりますものが100万円となっております。

○岡委員 今、岩盤云々と説明された部分が5,000万円ですか。切りよく5,000万円ですね。この工事の請負契約の変更で一番気になるのがここなのです。この岩盤云々というのはよく使われる理由です。それで、お尋ねします。当初、契約工事の見積もり等をするときに、県はこういうことについてどういう努力をされてチェックされているのか、県の技術から見て、これは全く予期しない不可抗力のことなのかどうか、これを1点もう一度確認したい。

それともう1点は、工事費の変更において、これは際限なくは多分認められないと思うのですが、その辺のルールがあるのかどうか。この2点についてお尋ねします。

○森本道路建設課長 当該工事は、紀伊半島大水害で流失した西谷橋を再度架けるという工事でございます。架けるに当たりまして、通行止めにしてありますので早急にすることによって、既設のボーリングデータが3ヶ所ございました。加えて、3ヶ所の地質調査を行いました。それに基づきまして橋りょうの仮設位置、それから、橋りょうの基礎の岩盤の

想定、それらをやりまして当初の請負額を算定しました。結果、橋台2基と橋脚2基の4基の基礎があるのですけれども、真ん中の橋脚2基については、実際の施行位置とボーリングの位置が30メートルほど外れていましたので、若干岩盤の変化が出てしまったということです。当初では想定と異なり、結果として岩質の変更が出てしまったというのが状況でございます。

それから、変更につきましては、請負額の3割を超える場合は建設委員会へご報告させていただくというルールがあります。それから、通常の工事ですと、県内部に円滑化委員会という委員会を設けて、その中で変更が妥当であるかどうかの判断させていただくというルールがございます。以上でございます。

○岡委員 今のお話を簡単に申し上げますと、最初のボーリング調査のときに、現在の4脚の支柱、橋脚を建てる場所のポイントの調査がずれていたということです。県が当初見込んだときにはそういう岩盤はなかった。しかし、実際工事にかかってみたら岩盤が出てきて、場所が30メートルずれていたという説明が今ありました。これ非常に不思議に思います。こんな初歩的なことを県がミスをするのですか。これは問題だと思います。

それと、3割以内であれば変更は認められるという話、これはそういう場面もあるでしょう、現実としては。それはそれで、今は3割もいっていませんから金額のことはさておき、私はこの岩盤という言葉を知ると、苦い思い出があるのです。昔、橿原市で焼却場を建てるときに業者が10億円を足せと来たわけです。何かと言ったら、岩盤が出てきましたと言ってね。よくよく調べたら、そんなことはなかったのです。そして、もとの話に戻しました。

県は岩盤の件についてはどのように実態を確認しているのですか。

○森本道路建設課長 若干説明に不備があり申し訳ございません。岩盤の存在については想定はしておりました。岩盤の中でも軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ、中硬岩と徐々にかたくなっていて、その岩質を想定するのですけれども、通常深くなるほどかたくなるのですけれども、そのときの想定がボーリングの位置を想定したときとずれたので、岩盤線の深さが少し違いまして、軟岩Ⅱと思っていたものが中硬岩になったりとか、軟岩Ⅰと思っていたものが軟岩Ⅱになったりとか、そういう変更でございます。

○岡委員 これは私も専門家ではないからわからないのですけれども、これは未然にこのことを防ぐ方法はないのですか。これは今後ともあり得るのですか。

○森本道路建設課長 今回の件につきましては、紀伊半島大水害で西谷橋が流出してしま

って、通行止めになり復旧を急ぐということで、既に旧の西谷橋をかけるときに実施して
いましたボーリングデータを探しまして、それが3つありました。それだけでは足りない
ということで、3カ所を追加で調査し橋りょうの設計をいたしました。これ以上やること
がなかったかといいますと、さらに橋りょうの橋脚の位置や決定した時点で、再度その位
置でピンポイントでボーリング等をやっていくという方法は可能であったかもしれないと
思っているのですが、ただ、国道169号が通行どめになって復旧を急ぐということで、
当初の計画でいけるのではないかという判断で進んだというのが現状でございます。

○岡委員 この件についてはもうこれ以上は申し上げませんが、これだけ今、技術が
発達しています。恐らく、ボーリングというのも一つの方法かもしれませんが、それ
以外に、例えばレーザーを当てて確認するとか、比較的簡易な方法で底の状態を確認す
る方法だって、素人ながらあるような気がするのです。ですから、そういう下が見えない、
要するにわからないことについてはできるだけ事前に見積もり、入札するときに、県が情
報提供するときに正確な情報が出せるように努力をしていただきたい。恐らく、これは業
者からすれば、全然県の言っていることと違うのではないかということで出てきた可能性
は十分考えられます、当然ながら。ただ、気になるのは、余りにもきれいな数字が出てい
るので、何か、もう少しふやしなさいと途中から言われたのかなと、悪く言えば、5, 0
00万円を出してとねだられたのではないかなと、悪く考えればそういう気もしないでも
ないのです。しかし、それは県土マネジメント部の担当の皆さんの仕事を信用してますの
で、要は最初の調査をしっかりやって、今後こういうことができるだけないように、ぜひ
お願いしたい、このことを要望しておきます。

2点目は、今回出ました林業基金の解散の債務整理のことでございます。今、説明をお
聞きしまして、基本的にはこの提案については了としたいと思うのです。ただ、気になり
ますのは、昨今、ことしの2月ぐらいから材木の相場が急にまた落ちているのです。それ
も甚だしいと、極端な落ち方だと。この間、東吉野村にある二代にわたって林業をされて
いる社長から長々とその苦労話のお手紙をいただきまして、今、手元に置いています。そ
の中身を見ますと、この暴落ぶりはひどいということです。特にヘリコプターで運ぶなん
て到底できないと、もう赤字になるから。その方はキャタピラのついた、トラクターのよ
うなもので、自分で一生懸命木を引っ張り出して、できるだけコストがかからないように
やっているのだけれども、今までは何とかかんとかやってこれたけれども、もうダメだと
いうお手紙をいただいたわけでございます。これは県、国にも言わなければならないこと

かもしれませんが、現状の林業の厳しさ、特に奈良県において、今のこの状態は本県にとっても本当に看過できない課題だと思っております。

そこで、今後の林業の振興について、もう一度念のために、お考えを聞きたいのです。まず、県として、今、林業を振興するについていろいろ取り組んでもらっていることは先ほども説明もございましたので、よく理解しております。その上で、どうしてもこれやっつけていかなければいけないと思っていることがあれば、専門的な話でどなたか答えてほしいのです。

○馬場林業振興課長 林業の振興についてのお尋ねです。まず、本県の森林は所有の規模の大きなところと小さなところの両極端が多いのです。その両極端の中で、大規模所有者は自分の所有地の森林の中で作業を展開できるのですが、小さな方は道をつくるにしても自分の森林が潰れてしまうので嫌がったりします。ですので、小さな森林の所有者のところを、まず森林組合なり林業事業体なりが集約化して、そして、あわせてきめ細やかな道をつくって行って、計画的な安定した木材の生産を実施するという形になります。国の施策もそういう方向に進んでいるのですけれども、本県についても特にそういう集約化というのをやっつけていかなければならないと思います。

あと、もう一つは、林業は重筋労働でございますので、道が必要だという話と、あとは林業の機械化、先ほど言われましたタワーヤーダーなどを活用して木材を引っ張ってきたり、高性能農林業機械で出して若者が取り組んでいく、そういう機械化と安定した出材をするための集約化というものの2点が今必要と思っております。以上でございます。

○岡委員 素人ながら、いろいろあちこちに行って、思っているのですけれども、この間の東京でのトップセールスの話も聞いております。それらを総合して思いますけれども、要は安定供給がまずできる体制ができていないのではないかと思います。木というのは一定期間乾燥させる、それもできることならば天然に近い形で乾燥させて、いい材料をプールしておく。そして、発注があればそれもすぐ出せるという、しかも安定して出せるという、この供給体制がないので、せっかく東京に行って一生懸命宣伝してもらってますけれども、もし今ゼネコンがどんと注文したら対応できないでしょう。ここはひとつ、県としてもその対策を考えていただきたい。一部、村単位の森林組合等では乾燥の工場をつくったりとかいろいろやっているところもあります。特に個人の林業の方が大変多くおられますので、なかなか単独ではそういう施設を持たないということがあろうと思うのです。

ですから、県としてもまた自治体と協力して、そういう安定供給のできる、いわばプー

ルする、そして早くからいい材料を用意しておくという、そういう体制をつくって売りに入らないといけない。

この間も聞きましたら、知事が一生懸命東京に行ってセールしてくれても、すぐには売れない、材料がないというお話でした。これでは順序が逆のような気がするのです。ただ、どうやってプールするかというコストの問題があると思うのです。ここはやはり森林組合の仕事です。そのために森林組合があると思います。今まで補助金もつぎ込んできたわけですから。だから、県と森林組合がしっかりもう一度よく相談して、安定供給のできる体制を研究される必要があると思います。これは素人的な目かもしれませんが、私なりに感じていることを意見として申し上げたい、このように思います。以上です。

○新谷委員長 岡委員、よろしいか。

○岡委員 結構です。

○新谷委員長 ほか、ございませんか。(発言する者あり)

○田中委員 質問というよりはお願いを2つばかりしたいと思います。この「奈良県農業研究開発中期運営方針(案)の概要」という資料をいただいたのですが、我々この委員会のメンバーにはまだいただいていないのかという気がするのですが、できましたら配付していただければありがたいと思っております。

それから、先ほどからのご議論の中で出てまいりますのが木材の利用でございます。私もその点で少しお願いをしておきたいと思っておりますけれども、木材の利用は国の方針で公共の構造物、建造物には木材利用をすべしということで、奈良県も指針をつくって、どれぐらいの目標でどういうふうにするかということの計画をつくりなさいということになっているはずなのですが、そういうものができたようなお話を承らないので、そういうものをつくる段取りをさせていただいているのかどうか、ぜひ、早急におつくりいただいて県民にもお示しいただくことが、林業家にとっても、木材を使用しようとしている人たちにとっても、ああ、これだけの需要があるのだったら我々も頑張ろうということで関係業界の方も喜ばれると思いますので、ぜひお示しいただきたいと思っております。

それと、なぜそういうことを言うかといいますと、先般からテレビを見ていますと、ヨーロッパでは6階建てのビルを木造で建てているという事実があるようでございます。6階建ての木造は、杉のようなやわらかいものでは建てにくいという理屈を言われる方がいるのですが、当然集成材でありますし、圧縮をして強度も強くなっているものを使用して多層階のものをつくっておられるようでございます。そういうことを日本で研究し

ておられる方は、2階建てでなければだめだとか3階建てまでですよとかいう考えはもう時代おくれだと思えますから、奈良県においても、そういうことをぜひ強く推進していただくということをお願いしたいと思っています。

その中で特にお願いしたいのは、文部科学省が木造校舎をつくろうということで、いつとき非常に前向きに研究し推進する作業をしておいでだったのですけれども、去年、おとしぐらいに一度、テレビで燃焼実験ということでぼうぼうと燃える姿を配信されました。これは一遍に水を差すような状況になったのではないかと。その後、木造校舎を建てようという話が全然文部科学省から聞こえなくなってきた。これは非常に困ったことだと思っております。奈良県の学校校舎の改築の中でも、木造校舎を実際につくろうという試みをなさったところは余り見られません。残念ながら宇陀市でも、中で腰板だけ使うとかいうこととでございます。今度でき上がったプールでももちろん内装材は木質を使っているのすけれども、集成材を使えば大型のドームのようなものでもつくれるわけです。

林業県としての県内公共物、施設をつくる時には、ぜひとも木造でつくっていただきたい、こういう思い、願いを持っているということをお願いしておきまして、私の発言を終わらせていただきます。以上です。

○新谷委員長 まだ配っていなかったのなら「奈良県農業研究開発中期運営方針」の資料配布を早くお願いしておきます。どなたか答弁されますか。

○田中委員 答弁は要りません。

○川口委員 災害復旧にかかわっては、かなり精力的に展開をしていただいたということで、関係者の多くは感謝の気持ちで、なお一層よろしくお願ひしたいと、こういう声が、いや、私ども南部関係の議員に届いているであろうと思えますので、お伝えしておきます。

それから、村上南部東部振興課長は災害時、十津川村に派遣されていたわけです。現場でいろいろそういう災難に遭って、それこそ奮闘してご苦労いただいたその経験を生かして、今は南部東部振興課長です。ひとつ存分に働いてください。激励をしておきます。

○新谷委員長 頑張ってください。

○川口委員 それから、きょうは教育委員会の方に来ていただいているのはなぜかという、小規模校の子どもたちがスポーツをするというとチームが編成できないと、小規模校の子どもたちはやりたいスポーツにかかわれないと、こういう問題があります。そういう意味で、かねがね、野球やサッカーそのほかいろいろな隣接校との共同のチームを編成するという促進の提起をしてまいりました。また、それだけではなしに、文化面の交流をも

促進をすべしであろうと。例えば、小規模校の場合は複式もあろうと思いますので、それこそ隣接の学校で、きょうはA校の校舎を使って隣接の学校から大勢で、1年生なら1年生、2年生は2年生、あるいは上級生は上級生、同じ学年同士で大勢で授業を受けられるような経験を、いわば条件、環境というものをつくってはどうかと、ぜひ、つくってもらいたいと思うわけです。そういう意味で、スポーツだけではなくに授業、文化事業にかかわってもサークル等の取り組みもありましようから、そういう意味での連携のシステムというものをぜひ構築してもらいたい。いろいろな知恵を働かせて、もう既にいろいろなことは取り組んでおられる向きもあるのではないかと思うけれども、一層それを促進してもらいたい。

ついては、きょうは答弁し切れるかどうかは別として、スポーツの関係、あるいは私が今申し上げた文化事業にかかわっての問題等々で交流や大勢の子どもたちが授業を受けられるようなそういう体制、システムができ上がっておれば、それをご報告願いたいと思うわけです。

いずれにしても、世の中に出たら人脈というのがあるわけです。少なくとも何々県人会とか何々町人会とかいろいろ、地方に行けばそういう組織があります。いわば、経済的なかかわり合いをも含めた社会生活においては、そういう人と人とのつき合い、交流、あるいはまた出身地における励まし合い、こういうものが大事だと思いますので、それは今の子どもの時期からそういう条件、環境を提供するというような意味でのへき地対策、それをぜひ促進、充実をしてもらいたい、こういうことを要望しておきます。

私がそういうことを申し上げているのは、先ほど学校統合の話が出ていましたけれども、学校統合を促進するために言っているのではないのです。これは間違わないでしてもらいたい。つまり、これからはどんどん子どもがいなくなる、あるいは、子どもを産んでくれる女性もいなくなるという問題が出ているわけです。だから言うわけです。御所市でもどんどん子どもが減っています。だから、住んでいるところには保育所も近くにあるのだと、近くに小学校もあるのだということがやはり過疎を防ぐ一つの展開につながらうと思うわけです。そういう意味で、人が少なくなったから大勢のところへくっつけるのだという便宜を考えるのではなくに、少ない子どものところに人的な手当てを、あるいはまた環境の手当てをいろいろ提起をすることが本来の過疎対策、へき地対策だということをあえて申し上げておきたいと思うわけです。そういう意味で、基本的には要望ですが、何かご意見が教育委員会としてあれば伺いたいと思うわけです。

それともう1点、私どもは人の顔を見たらいろいろ物を思い出す。そういうことでいきなり申し上げるのですが、この間、数日前に奈良テレビ放送で紹介されている、奈良県一円を全て庭園、庭という形で位置づけるという概念で、景観、美観を県政として進めようと2～3年前から取り組んでいただいているようです。やはり緑が大事ですから、都会だけに緑を求めるのではなしに、田舎にも緑はありますけれど、さらに美観を整えるという意味での展開が大事だということです。だから、庭づくりの対応はどこの課がやっているのかわからないけれども、南部振興議員連盟の代表者として申し上げるのは、いずれにしても南部東部振興課は、南部のことや、東部のことを聞いたら、奈良県政のことが何でもわかるというような把握をしてやってもらいたいということです。辻本南部東部振興監に言えば南部のことは何でも答えられるというような行政体制を整えてもらいたい。庭園のことに関しては、後日でいいですから、ぜひ聞かせてもらいたいと思うわけです。

それから、もう1点。これは農林部長に申し上げます。奈良県山の日・川の日条例をつくっていますが、来年から、国で山の祭日というのが制定されました。これをいきなり質問したら迷惑だけでも、山と川と一緒にのままでいいのかと思う。やはり山は山、川は川で、国の祭日に合わせた県の取り組みが大事ではないのか。これはいろいろ検討される必要があると思いますので、次回でもまた意見交換できればと思います。

それから、もう1点は、先ほど岡委員からもお話があった、林業基金は経済構造の大変化ということでやむを得ない実情だと思うので、今この時点で解散はやむを得ないと思うのです。しかし、やはり林業界も足腰鍛え直して、新しい時代に向かって頑張ってもらわないといけないとは思いますが、そこでこの資料を見たら、これは大体基金のかかわり合いがある自治体が出ていますけれど、これ以外に森林組合とかそういう山林にかかわったいろいろな体制を持っているところがある。私の地元御所市でも吐田郷生産森林組合というのがあつたわけです。ここも運営がにっちもさっちもいかないと。だから、新しい時代に向かう、つまり今日の苦境を克服しながら、新しい林業、山林振興にかかわっての手だてというものを真剣に、発想の転換ということをも含めながら、やはり大事な課題だろうと思いますので、とりわけ、私の地元、吐田郷生産森林組合にどんな手当てをしてくれているのか、これを後日お尋ねをしておきたいと思います。

○沼田保健体育課長 川口委員からの運動部活動の質問に関しましてお答えさせていただきます。

小規模校におけます運動部活動の現状につきましては、限られた生徒数の中で実施がで

きる種目を設定しておりまして、委員がお述べのとおり、集団スポーツにおきましてはなかなか自校だけではチームが編成できない、そういった場合、近隣校と合同チームを編成しまして、練習日や練習場所などを調整しながら、また、試合に出る場合については中学校体育連盟や協会等の許可を得まして試合に参加しているのが現状であります。

県教育委員会では、運動部活動の充実を図ることが大切であることから、専門的な指導者がいない学校に対しまして外部指導者の派遣事業を行っております。本年度もへき地の学校から要請のありました山添中学校と月ヶ瀬中学校の2校に配置をしたところであります。また、今年度新しく県スポーツ振興課と連携いたしまして、南部地域もモデル地域の一つとして、総合型地域スポーツクラブとの連携による、例えば指導者の派遣でありますとか、また交流、そして各種スポーツイベントの開催、そういった地域の一般の方々と中学生がともに参加できる環境の整備、そして、児童生徒がスポーツへの興味関心を深めることができるような運動部活動と総合型地域スポーツクラブとの統合されたものがうまくできないか研究をしていく予定でございます。

委員がお述べの合同部活動のもっと活性化した形については、統廃合がどんどん進む中で、通学の距離が長くなってきました。多くの学校がバス通学をしておりまして、下校時間が中学生は夏時間と冬時間とで若干30分程度違いますが、平日の活動時間が非常に短くなっております。そんな関係で、土曜日、日曜日でありますとか、長期休業中でありまして、そういった期間をうまく活用しまして、へき地の運動部活動の活性化及び適正化を図るために市町村教育委員会、また学校、そして保護者、中学校体育連盟等、そういう各代表と一度話し合いの場を持ってまいりたいと思います。その中で、今後の部活動の方向性をしっかり協議をしてまいりたいと考えます。

○川口委員 いろいろ工夫を凝らして、真剣にやってください。以上です。

○大西学校教育課長 小規模校において近隣校などと共同で授業や文化交流をということでもございました。そのことについての重要性につきましては我々も委員のおっしゃるとおり大切であると考えております。県内では、各学校の実情に応じてこれまでからも交流学习は一定進めております。例えば、文化活動としては、平成24年度には十津川村内の3小学校が地域の方の協力を得て、地域の伝統文化である餅つきや踊りなどをともに学んでおります。また、文化庁が実施する、次代を担う子どもの文化芸術体験事業等も活用して、昨年度は5村の8小学校、5中学校で能楽や邦楽、演劇やミュージカルといったような文化芸術鑑賞を通して、近隣の学校間でのつながりも深めております。県教育委員会では平

成23年度、平成24年度は、へき地学校地域ふれあい推進事業、昨年度からはへき地の複式指導等の研究事業を実施しており、こうした事業を通して南部東部地域への小規模校において実施される交流学习についても支援をしてきているところでございます。まだまだ不十分なところはあるかもしれませんが、今後も小規模校における効果的な学習のあり方については研究を進めて、支援をしてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願ひします。

○川口委員 不十分があり過ぎるから言っているのです。今のままではまだ不十分だと。だから、平坦でやっている交流とはまた違うのです。へき地のことをいっているのです。3人か5人しかいないところを、バスで今週はA校へ集合させよう、来週はB校に集結、そういうこともあってしかるべきだ。そういうことも含めて言っているのです。不十分過ぎるからいっているということで。だから、前進したら、このように前進させましたという、前進させた時点で今後また報告してください。発表がなかったら前進がなかったものと、取り組みがなかったということになるから。以上。

○新谷委員長 あえて答弁を求めている部分があるのですが、答えたいことがあれば、どうぞ。よろしいか。

○新谷委員長 それでは、質疑をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

一言ごあいさつ申し上げます。私新谷と、松尾副委員長とが1年間正副委員長を務めさせていただきました。今回、任期が1年となっておりますが、これまで、議員各位のご協力により無事任務を果たすことができましたことお礼申し上げます。理事者の皆さん方も本当にありがとうございました。お世話をおかけしました。

(「これ2年間やろ。」と呼ぶ声あり)

○新谷委員長 この委員会は2年間ですが、正副委員長は任期が1年となっております。辞表を出させてもらいますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(理事者退席)

○新谷委員長 今出ておりましたように、基本的には委員は2年間という取り決めとなっておりますが、1年経過しました中で、中間報告をさせてもらおうと思っております。皆さん方に参考資料をお配りをさせていただいたと思いますが、見ていただきましたか。

(「見た見た。」と呼ぶ声あり)

○新谷委員長 もしそのことでつけ加えなければならないことや、それから、きょうの委

員会でもいろいろな議論がありましたが、そのことで、次の正副委員長にあるいはまた引き継いだらよいと思うことがありましたらお申し出をいただけたらありがたいと思います。本日委員から出された意見は、本当に真剣に考えたご質問であったと思いますので。全部引き継がなければならないことばかりと思いますが。

○尾崎委員 波線のところが追加されたのですか。

○反田書記 素案をお配りした後、委員から意見があり波線部分を追加させていただきました。

○新谷委員長 事務局でまとめて、委員には事前に配っています。

○国中委員 拝見させていただきました。

○新谷委員長 きょうの意見もできたらつけ加えてください、教育委員会の議論も入りますから。お願いしておきます。きょうの質疑のことも大事なことです。

○川口委員 きょう私が発言したことが入っている。

○新谷委員長 入っていますか。

そうしたら、委員間討議をこれで終わらせていただきます。

中間報告について、後の整理につきましては、正副委員長に一任していただいて、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。どうもご苦労さまでございました。